

# 地方交付税法等の一部を改正する法律の概要 (令和5年法律第2号)

## I 地方交付税総額の確保と算定内容の改正 (通常収支分)

### (1) 一般財源総額及び地方交付税総額の確保

区分	令和5年度	令和4年度	増減額
一般財源 (地方税+地方交付税等)※	62兆1,635億円	62兆 135億円	+1,500億円
うち地方交付税	18兆3,611億円	18兆 538億円	+3,073億円
臨時財政対策債	9,946億円	1兆7,805億円	▲7,859億円

※ 水準超経費を除く交付団体ベース  
水準超経費を含めた一般財源総額は65兆535億円 (令和4年度: 63兆8,635億円、増減額: +1兆1,900億円)

- 地方交付税総額について、前年度を0.3兆円上回る18.4兆円を確保するとともに、臨時財政対策債の発行を前年度から0.8兆円抑制
- 交付税特別会計借入金について、令和5年度の償還額を0.8兆円増額して1.3兆円を償還
- 地方交付税の国税減額補正精算について、0.5兆円を前倒し
- 財源不足額を国と地方が折半して補填するルールを令和7年度まで3年間延長  
※ 令和5年度においては、折半対象財源不足は生じていない。

### (2) 普通交付税の算定内容の改正

- 地域社会のデジタル化の推進に要する経費を算定する「地域デジタル社会推進費」の期間を令和7年度まで3年間延長
- 令和5年度の普通交付税の算定の基礎となる単位費用の額等を改正

【地方交付税法、特別会計に関する法律、地方財政法】

## II 震災復興特別交付税の確保 (東日本大震災分)

復旧・復興事業の地方負担分、地方税の減収分等を措置するため、震災復興特別交付税を935億円確保

※ 令和5年度に確保する額 : 654億円  
令和4年度に確保した額のうち令和5年度活用分 : 281億円

【地方交付税法】

施行期日 令和5年4月1日